

改正労働法徹底解説

IX. 労働安全衛生



IX. 労働安全衛生 対象

1 現行法

- 労働、生産に関連するすべて企業・機関・組織・個人は、労働安全衛生に関する法規を遵守しなければならない（同法第133条）。

2 新法

- 労働、生産、**経営**に関連するすべての雇用者・被雇用者・企業・機関・組織・個人となっている（同法第132条）。



注意点

- 労働安全衛生に関しては、労働安全衛生法規に詳細が記載される。
- 2019年11月末に開催された労働安全衛生に関する第3回全国会議では、労働安全衛生法の新たな施行細則案が政府に提出されている。
- 非製造業も対象に含まれたので、今後は労働安全衛生関連の法規への注意が必要となる。